

第77回国民体育大会冬季大会 参加資格に係る
各種取扱い・様式集

～ 国体都予選会、関東ブロック大会、国体共通 ～



< 内 容 >

1. 国体参加資格について……………P1・2
2. 参加資格確認書について……………P3
3. ふるさと選手制度について……………P4
4. 少年種別の一家転住について……………P5
5. 東日本大震災特例について……………P6
6. トップアスリート特例について……………P7
7. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応……………P8
8. 監督の指導者資格について……………P8
9. 各種様式……………P9～16

～ 各様式は本協会HPよりダウンロードが可能です ～

(公財) 東京都体育協会

1. 国体参加資格について

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び年齢基準は、「国体東京都予選会」、「国体関東ブロック大会」、「国民体育大会」全ての大会において統一の要件が定められています。

参加する選手及び監督の参加資格は、「国体東京都予選会」から確認する必要があります。

《東京都から参加する場合の参加資格》

1. 日本国籍または永住者（特別永住者を含む）【※1】
2. 前回(76回)又は前々回(75回)大会（都予選・ブロック含む）に他県（東京都以外）から参加していない者【※2】
*第76回スキー競技会は中止のため全員不参加となります。
3. 大会回数を同じくする大会において複数競技に参加申込していない者（冬季大会、本大会それぞれ1競技・同一所属都道府県の参加に限り可能）
4. 健康診断を受け、健康であると証明された者【※3】
5. ドーピング検査を受けることに同意する者【※4】

【※1】 以下に該当する場合は上記1を満たさずとも参加資格あり

・少年種別

学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、参加申込締切時に1年以上在籍し、在留資格が「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）である者

・成年種別

少年種別年齢域時に前項に該当し、在留資格が「留学」に該当しない者

【※2】 以下に該当する場合は上記2を満たさずとも参加資格あり（★各種手続きのこと）

・学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

・結婚または離婚に係る者

・JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別のみ）

★ふるさと登録に係る者

★一家転住に係る者（少年種別のみ）

★東日本大震災に係る特例措置を活用する者（被災県から他都道府県へ住居移転等があった等）

【※3】 本協会が指定する健康調査票を参加申込時まで提出

【※4】 国体参加選手（補欠等選手を含む）ドーピング検査同意書のコピーを参加申込時に提出

《所属都道府県を「東京都」とする条件》

以下、ア～エのいずれかが「東京都」に該当する者。

ただし、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」に該当する者は、当該年の4月30日以前から大会終了時まで継続している必要があります（例外あり）。

【成年種別】

ア：居住地を示す現住所（生活実態と住民票が同一）が東京都内にある者【※5】

イ：勤務先（主たる勤務実態）が東京都内にある者【※5】

ウ：卒業した小学校・中学校または高等学校の所在地が「東京都内」であり
「ふるさと登録」【※6】をした者

【少年種別】

ア：居住地を示す現住所（生活実態と住民票が同一）が東京都内にある者【※5】

イ：学校教育法第1条に規定する東京都内の学校【※7】に通学している者

ウ：勤務先（主たる勤務実態）が東京都内にある者【※5】

エ：JOC エリートアカデミー在籍の者は、卒業した小学校の所在地が東京都内の者

【※5】「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準を参照し確認すること。

【※6】ふるさと登録は別途手続きが必要（ふるさと解除は提出書類なし）。

【※7】具体的には、『全日制の学校』を指します。通信制、専修学校は該当しない。

この他、詳細は（公財）日本スポーツ協会の「国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認してください。

また、参加資格を確認するため、参加申込時に各種書類をご提出ください。

2. 参加資格確認書について

参加申込をする全ての選手及び監督は、参加資格確認書を提出する必要があります。

各競技団体は参加申込時に「東京都所属で国体に参加できるか」を確認してください。

提出期限

ブロック大会、国体のいずれか早い参加申込時に提出してください。

注意事項

★ 参加者全員分の「国体参加資格確認書」をご提出ください。

(1枚でも欠けた場合は、参加申込を受付ません!)

★ 「ア：居住地を示す現住所」で参加する者は住民票が必要です。

(住民票はマイナンバー非表示)

住民票は参加申込直前に取り寄せるのではなく、事前(予選会受付時や代表候補に決定後)に取り寄せ、原本を確認し、参加申込に備えること!

★ 様式は大会毎に変更します。

★ 本協会 HP からダウンロードして作成してください。

3. ふるさと選手制度について（成年種別選手のみ適用）

卒業した小学校・中学校又は高等学校のいずれかの所在地が東京都内である場合、ふるさと登録をすることで東京都所属として参加することができる制度

- 本制度の活用は、原則として1回につき2年以上連続して活用すること。
- 本制度は「2回」まで活用することができる。
- 本制度を活用して参加する選手は、国内移動選手の制限（他道府県からの参加は2大会あける）に該当しません。

手続き

- ①本制度を活用する選手から、様式1「国体ふるさと選手制度登録用紙」の提出をうけ、競技団体で取りまとめる。
- ②様式2「ふるさと選手制度活用者一覧」を作成し、取りまとめた様式1「国体ふるさと選手制度登録用紙」に添付し、本協会へ提出する。
- ③国体参加申込システムへの「入力」・「確定」処理を行う。

提出期限

ブロック大会、国体のいずれか早い参加申込時にご提出ください。

注意事項

- ★「ふるさと登録状況」（他道府県のふるさと登録状況を含む）は国体参加申込システムで閲覧、データ化することができます。
- ご要望のある団体は本協会へご連絡ください。

（本協会からは過去の履歴等の送付は行いません）

4. 少年種別の一家転住について

少年種別に該当する選手が、①親の転勤に伴う一家転居 ②親の結婚、離婚による一家転居 ③上記以外のやむを得ない理由 のいずれかに該当する場合には国内移動選手の制限（他道府県からの参加は2大会あける）に該当しません。

手続き

転居した時点に応じて、転居元又は転居先の体育（スポーツ）協会及び競技団体へ報告する。

○転居元に報告する場合（転居元から参加する場合）

- ・転居先における代表選手が既に決定している場合
- ・当該者が転居元の代表選手として既に決定している場合
- ・当該者が転居元の代表選考過程にある場合

○転居先に報告する場合（転居先から参加する場合）

- ・転居元の代表選考会が開始されていない場合

（例1）他道府県から東京都へ転入

本協会・国体担当へご連絡しその旨報告してください。

本協会と競技団体より、転出元の体協・競技団体へ報告・了承を得ます。

（例2）東京都から他道府県へ転出

転出先の道府県体協・競技団体へご連絡してください。

注意事項

★ 予選会前までに手続きを終える必要があることから、該当者がいる場合はお早めにご対応ください。

5. 東日本大震災特例について

震災の影響により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県より他の都道府県に避難した監督、選手の所属都道府県要件に特例が生じます。

<本特例の対象者>

- ★2001年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例6県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例6県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者。
- ★災害が発生しなかったと仮定して、2021年4月30日以前より競技会終了時まで継続して、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者。

<所属都道府県の緩和>

1. 避難等により移動先の都道府県より参加する場合は、国内移動制限（他道府県からの出場は2大会あける）に該当しません。
2. 移動先から特例6県へ戻り参加する場合は、国内移動制限（他道府県からの出場は2大会あける）に該当しません。
3. ふるさと登録の緩和事項として、移動先の卒業学校だけでなく、震災発生時まで所属していた学校を選択することも可能です。

提出期限

ブロック大会、国体のいずれか早い参加申込時にご提出ください。

手続き

様式1の他、該当事項により（様式2-A, B）提出は異なります。

●移動先にいながら特例6県で参加する場合・・・様式2-A

●移動先の都道府県より参加の場合・・・・・・・・・・様式2-B

6. トップアスリート特例について

中央競技団体・日本スポーツ協会が指定する「トップアスリート特例対象者」に該当する選手は、「日常生活および主たる勤務実態の判断基準」が緩和されます。また、東京都予選会への参加が免除されます。

ただし、国内移動選手の制限（他道府県からの参加は2大会あける）は適用され
ます。

手続き

・参加申込システムの入力時に「✓」を入れる対応が必要です。

（該当者がある時は、忘れずに✓を入れてください。）

・本名簿の公開は5月初旬となり、参加申込システムのトップページからも確認することができます。

7. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応

特例対象者

新型コロナウイルス感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限および日本政府の入国制限措置により、4月30日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者

特例措置内容

4月30日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の予選会参加申込時までに開催基準要項で定める参加要件を満たし、大会終了時まで引き続き当該地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

8. 監督の指導員資格について

監督は（公財）日本スポーツ協会公認指導者資格を有することが義務付けられています。

監督の指導者資格の所有・取得状況を早い時期にご確認ください。

ポイント（資格有効期限間近の方は以下ご注意ください）

- ①資格更新に必要な義務研修の受講（資格有効期限の6か月前までに受講）
- ②資格更新料の支払い完了

公益財団法人東京都体育協会・事業部 競技スポーツ課

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2

Japan Sport Olympic Square 10F

TEL 03-6804-8123 (競技スポーツ課・直通)

FAX 03-3465-8244 (//)